

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百九十六号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和六年九月二十四日

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 土屋 品子

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一～二十五 (略)	一～二十五 (略)
二十六 アミバンタマブ及びその製剤	(新設)
二十七～八十五 (略)	二十六～八十四 (略)
八十六 サシツスマブ ゴビテカン及びその製剤	(新設)
八十七～百三十六 (略)	八十五～百三十四 (略)
百三十七 タスルグラチニブ、その塩類及びそれらの製剤	(新設)
百三十八～百九十一 (略)	百三十五～百八十八 (略)
百九十二 フルキンチニブ及びその製剤	(新設)
百九十三～二百三十九 (略)	百八十九～二百三十五 (略)
二百四十 レボトレクチニブ及びその製剤	(新設)
二百四十一～二百六十四 (略)	二百三十六～二百五十九 (略)